

観音寺東公民館区社会福祉協議会（部会）規定

（目 的）

第1条 観音寺東公民館区社会福祉協議会会則第11条第2項により部会規定を次のとおり定め、館区内の老人福祉、児童福祉ならびに在宅福祉について連絡提携を保ちつつより活発な活動を展開し館区内の福祉向上を期することを目的とする。

（構 成）

第2条 健康福祉部会は館区内各町の老人会長・民生委員および福祉委員、児童福祉部会は館区内青少年育成会副会長・各支部長および福祉委員、在宅福祉部会は館区内民生委員および福祉委員により構成する。

（役 員）

第3条 部会にはそれぞれ次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 1名

- 2 部会長、副部会長は部会において選任し会長へ報告する。
- 3 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

（部会の運営）

第4条 部会の会議は、正副部長会および部会とする。

- 2 部会は必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。
- 3 部会は会長の諮問に応えるとともに、次の事項を処理する。
 - (1) 専門的事項についての調査研究
 - (2) 年度実施事項の計画および推進
 - (3) その他必要なこと

（費 用）

第5条 部会の運営に要する費用は、観音寺東公民館区社会福祉協議会が支弁する。

（雑 則）

第6条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、観音寺東社会福祉協議会に諮り会長が定める。

付 則

- この規定は平成13年11月28日から施行する。
この規定は平成15年 6月28日から施行する。